

西村市政 1 年の評価について

一般質問



土本 昌幸
(公明党)

問 西村市長が誕生して 1 年を迎えるが、

① マニフェストの達成状況とその評価は、

② 今後の方針について、昨年策定された総合計画にマニフェストの内容が反映されており、総合計画は 5 年、実施計画は毎年見直すとのことだが、その内容は、

答 ① 市長就任以降、選挙公約を実現すべく第 5 次総合計画及び実施計画となる行財政改革プランを策定し、実現を目指しているところ。既に達成をしている

ものもありますが、水道料金の引き下げや第 2 子からの保育料の無料化など、道半ばのものや、ふるさと創造会議や新規居住の推進など、実現に向けての下準備中のものなど、現状はさまざまです。地元産業、農業の活性化や安全・安心のまちづくりなど、具体的に見えにくいものもありますが、総合計画を基本として行財政改革プランを着実に実行していくことが、達成に通じると考えています。

評価については、毎年度の実績確定後に進捗や内容について評価、検証することにしており、その中で行っていきたいと考えています。

② 総合計画については基本構想 10 年、基本計画 5 年、実施計画は 3 年で毎年見直しとしています。5 万人都市再生に向けた総合的な施策を展開していくため、施策の効果的な実施や効率的な行政運営を図り、行政ニーズに的確に

こたえていく必要があります。具体的には、PDCA マネジメントサイクルを着実に実施していくため、決算により実績が確定した時点で評価、検証を行い、これを公表してこれらを踏まえて翌年度以降の実施計画を見直す形になります。

市政や政治に対する信頼を持つていただくために、選挙でお約束したことを誠意を持って実現していくことが本当に大事だと思っています。

■その他の質問項目

- ・安全・安心の街づくりについて
- ・インフラの老朽化対策について

一般質問

東日本大震災の瓦礫の広域処理



植田 通孝
(21 政会)

問 東日本大震災と福島原発事故処理に関して、官民とも非常事態の危機管理能力の無さを露呈した。政治主導の国の動きの緩慢さと、民間最高集団東京電力の危機管理能力と情報開示に歯がゆさを覚えた。官民含め、日本国全体でたがが緩んでいるように感じる。東日本の復興は、国の最重点課題として国の威信をかけて、ありとあらゆる手段をもって、もっとスピーディに実行すべきであった。大震災が起こった時点ですみやかに瓦礫の処理と焼却を行う大規模な焼却施設数基と埋立処分場を、近接の山麓か離島に建設すべきであった。さすれば、震災後 1

年 3 カ月が経過した今ごろは、その処理施設がフル稼働し、瓦礫処理が相当進んでいたであろう。国はいまだに瓦礫の受け入れを都道府県や市町村に依頼している。莫大な運送費を投じてやるべきものではない。その財源は、木質バイオマス発電機能を備えた大規模焼却施設と埋立処分施設の建設に充当すべきである。

また、瓦礫は貴重な資源であり、有効に活用しなければならない。放射能に汚染されていないものは活用次第で十分に役に立つ。コンクリートは新しく建設しなければならない防波堤の基礎工事に、木材はチップにして木質バイオマス発電やホームレス向けの住宅建築に再利用が可能である。木くずは、海岸線や河岸線に高波を防ぐ森をつくる場合に、土と混ぜて雑木林の肥料として活用できる。むやみに焼却処分や埋立て処分をするのはもったいない。

明日は我が身、義をもって相互

扶助の精神で対応に当たるべきである。

そこでお尋ねするが、政府は広域処理必要量を当初の 6 割に減量修正したが、市の対応方針が変わりはないか。

答 市の対応方針は、ホームページに掲載しているとおりですが、国・県に示している 6 項目の条件がクリアされたとしても、クリーンセンター周辺及び市民との対話集会を行い、住民合意がなければ受け入れはできないとの考えは変えておりません。

■その他の質問項目

- ・原子力に依存しなくてもいい経済・社会構造の確立について
- ・遊休農地に太陽光発電施設の設定について
- ・婚活テレビ番組の誘致について

生活保護受給について

一般質問



長田 謙一
(21 政会)

問 新聞・テレビ等で市民も関心のある生活保護について質問する。

生活保護制度とは、生活に困窮する方に対して、困窮程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。

① 生活保護を受けるための要件は、加西市ではどのようにしているか。

また、生活保護の相談、申請に何が必要で、申請してから受給できるまでにどのくらいの日数がかかるのか。

② 行政も不正受給予防のために、金融機関への残高照会依頼の書式を何月何日付でなく、一年間の動きを照会する書式に変更していただきたい。変更することで不正受給はなくなると思う。

③ 現在加西市では 150 件余りの生活保護受給者がおられる。不正受給はないと思うが、このような時期であり、再調査の考えは、

答 ① 生活保護の要件は、生活保護法に基づき、生活実態の確認の中で活用可能な資産はないか、あるいは扶養義務者からの援助を請うことができないか聞き取りをしながら、収入が生活保護法に定める最低生活費に満たず、生活保護制度以外に活用する制度がない場合は、保護申請に至ります。申請から保護開始までは、生活保護法第 24 条の規定により、原則 14 日以内に可否の判定を行います。

② 過去 1 年間の出金の状況が確認

できることが最善の方策と思いません。基本的には通帳を持参していただき確認していますが、過去 1 年間の入出金の履歴は求めていません。

今後、金融機関と相談して様式の統一や、事務手順について相談したいと思います。

③ 毎年 1 回は、扶養義務調査を行っており、その中身により、扶養が可能だと思われるケースについては、日本各地まで出向き、直接お会いして事情調査をしています。

■その他の質問項目

- ・行政のコンプライアンスについて

一般質問

市長の政治姿勢について

一般質問



別府 直
(新政会)

問 ① 組合三役、執行委員経験者の管理職登用について、平成 23 年度の 4 月時点と、平成 24 年度の 4 月の人事異動での役職の人数と該当者の人数、全管理職に占める割合は、

② 市長交際費について、市長就任以来 4 月までに 101 万 7,920 円使用されているが、弔慰金が 49 件で総額 33 万 5,000 円と全体の 33% を占めている。金額から想定すると、1 万円の弔慰金が 18 件、5,000 円が何と 31 件もあると判断するが、職員関係の支出はあったのか。あれば何件で、いくら支

出されたのか。
弔慰金は、市民の税金であるからこそ、取り扱いには慎重にしなければならないと思う。厳しい財政状況をかんがみれば、市政の進展に功績があった者、だれが聞いても納得する相手に絞って出すべきではないか。

答 ① 加西市においては、市制発足当時から現在に至るまで、すべての職員が組合に加入し、その後管理職になれば脱退しています。平成 23 年度は、管理職 58 名のうち、三役経験者 8 人、割合 14%、執行委員経験者 28 人、割合 48% で、平成 24 年 4 月現在は、管理職 60 名のうち、三役経験者 12 人、割合 20%、執行委員経験者 36 人、割合 60% です。

② 市長交際費の支出については、市長自身の考え方が一定反映されると考えており、前市長は弔慰金

より接遇費に重点を置かれていたと考えますが、西村市長は接遇費、いわゆる飲食に当たるものは必要最小限に抑え、各種団体や地域との関係に重点を置き、弔慰金について、要綱、社会通念に適正なものに支出していると考えます。財政が厳しい中、市民の税金であることは十分認識しており、適正執行に努めたいと考えています。要綱等により、議員をはじめ行政機関の委員長、区長、農会長、老人会長、元市三役、他市町三役、各種団体の会長、副会長、市職員など、市の事務事業と直接かつ密接な関係のある方、市政の進展に功績があった方々に香料を支出しています。

■その他の質問項目

- ・公共施設マネジメント白書について
- ・防災計画の見直しについて